

明 細 書

作成日 平成 28 年 1 月 26 日

更新日 令和 2 年 4 月 1 日

1 作成者

住所 (フリガナ) : (〒713-8113)

オカヤマケンクラシキシタマシマヤシマ 1510 バンチ 1

岡山県倉敷市玉島八島 1510 番地 1

名称 (フリガナ) : ハレノクニオカヤマノウギョウキョウドウクミアイ

晴れの国岡山農業協同組合

ダイヒョウリジクミアイチョウ イシガ ヒトシ

代表者 (管理人) の氏名 : 代表理事組合長 石我 均

ウェブサイトのアドレス : <http://www.ja-hareoka.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名 : 第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等 : ごぼう

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ) : 連島ごぼう (ツラジマゴボウ) TURAJIMA GOBOU

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲 : 岡山県倉敷市 (水島地域並びに倉敷地域のうち西阿知及び大高)

5 農林水産物等の特性

連島ごぼうは、白肌ごぼう中早生系統品種を用い、洗いごぼうとして出荷している。

この系統品種は、肥大が早い上に播種可能期間が長く、短期間に収穫できるので、促成栽培による年 3 回の栽培が可能であることから、平成 16 年からは、新旬ごぼうの取り組みを開始し、ほぼ通年の出荷が可能となった。

その上、地形にも恵まれ、砂壤土のため水はけがよいので、抜き易く砂の付着が少ないことから、肌の白さを引き立てている。また、品質向上のため公的機関に依頼して、土壌診断を行い、診断結果に基づき施肥設計を立てて適正な施肥、深耕を行うことで、通常のごぼうに比べ、根長が揃い、肌が白くアクが少なく、食味はとともやわらかく、甘みがあり、口に繊維が残らないいわゆる筋張っていないことが特徴のごぼうである。

(資料 1) (資料 2)

通常、ごぼうは、土付ごぼうでの出荷が全国的に主流であるが、洗ってごぼうを出荷している産地が少ないことから、生産地の地理的特性を生かした「洗いごぼう」として

の出荷が始まった。

生産地の土質は、粘土質と違って砂の付着が少ないため容易に洗い落とすことができる。また、水槽に浸けることにより、洗う手間、アク抜きの手間が省け、すぐに調理でき、皮ごと食することができる。

収穫後には、砂の付着が少なく、ごぼうの皮部分が薄いため、砂の付着を容易に洗い落とせるよう乾燥には注意を払い、また張りのある、みずみずしい鮮度を保持するために特に乾燥には注意している。

連島ごぼうの出荷は系統品種の特性をいかした促成栽培の取り組みを行ったことから、4月から9月の出荷に加え、平成16年からは新旬ごぼうとして1月から3月の出荷が可能になり、愛媛県松山市の市場関係者からは「連島ごぼうは色白で風味のあるごぼうであり、1月から9月と長い期間の取引ができる。また、規格が多いため、量販店をはじめ学校給食等消費者の需要に幅広く対応できる」と評価されている。

連島ごぼうは、大阪市場において高単価で取引されており、市場入荷において他産地の白肌ごぼうと比較しても1割から2割高く取引されている。（資料3）

また、平成25年に行ったごぼうに関するアンケート調査結果（自由記入欄のまとめ）からは、一般のごぼうに比べ連島ごぼうは、アクが少なくとても柔らかく甘みがあるなどして、おいしいとの回答が59名中58名もあり、連島ごぼうの調理特性としても90%以上の評価をうけている。（資料4）

平成18年12月倉敷市地域ブランド協議会において、生産地の砂の堆積を利用し、他産地にはない、ごぼう作付けに適した土壌を利用し、内容品質の選別を厳格に行っていることから、「倉敷ブランド」に認定された。

現在の主な出荷先は、岡山県・広島県・愛媛県・大阪府・鳥取県である。

6 農林水産物等の生産の方法

「連島ごぼう」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 種子

種子は「白肌ごぼう中早生系統品種」を用いる。

(2) 栽培の方法

・播種および作型

連島ごぼうの作型は、新旬ごぼうは9月に種まき、1月～2月にかけて収穫。秋まきごぼうは10月に種まき、4月から7月にかけて収穫。春まきごぼうは4月に種まき、7月から9月にかけての収穫が最盛期である。

・土壌消毒および耕起

連島ごぼうは連作障害を回避するために土壌消毒をする。また、根の腐敗を防ぐために、十分な排水対策として1メートルの深さまで丁寧に耕し、小石などを除去する。

・施肥

白肌ごぼう系統の特性に副う為に、土壌診断を行いその分析値を基に、過不

足分要素に応じた施肥をする。

(3) 出荷規格

出荷に当たっては、洗浄したごぼうを「ごぼう選別基準」（資料5）により選別をする。なおD品は、加工品向けのみとする。

(4) 最終製品としての形態

「連島ごぼう」の最終製品としての形態は、青果（ごぼう）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由

「連島ごぼう」の生産地である水島地域並びに倉敷地域のうち西阿知及び大高は、岡山県三大河川である高梁川支流の廃川地跡のため、砂土壌で形成され砂の堆積が約数mある。水はけが最良であることから、ごぼうの先端まで水が浸透して適度な湿りになって根の生長が促進され、また、伏流水が豊富であり灌水不足にならないことと、土壌診断を行いその分析値を基にごぼうにストレスをあたえずバランスのとれた土づくりをしていることから、通常のごぼうに比べ、根長が揃い、肌が白くアクが少ないといった「白肌ごぼう」系統品種の特性を発現することができるものである。

このような立地条件、恵まれた水脈が、連島ごぼうの品質を高め、中国・四国地方では、最大の洗いごぼうの産地となっている。

岡山県では、関係機関と連携し、生産地での安定生産技術の普及を図るとともに、品質向上のための機械等の整備の支援、地域の加工グループによる新商品開発など取り組みを支援している。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

水島地域並びに倉敷地域のうち西阿知及び大高では昭和22年ごろから連島ごぼうが栽培され始め、現在に至るまで68年間、幾種類もの品種を試行錯誤した結果、「白肌ごぼう系統品種」にたどり着いた。昭和54年より系統品種の特性を生かして促成栽培に取り組み35年以上の実績がある。現段階では、中国・四国地方では最大の洗いごぼうの産地である。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する（注9）

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標

権の設定の登録及び存続期間の更新登録)の年月日:

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無((1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。) (注10)

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称:

専用使用権者の承諾の年月日:

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日:

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称:

専用使用権者の承諾の年月日:

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日:

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称:

専用使用権者の承諾の年月日:

専用使用権は設定されていない。

(注10) (1) で記載した登録商標ごとに記載すること。

10 連絡先(文書送付先)

